

資料 1－2（第 30 回町民会議後）	7/22 時点	修正案 2	庁内委員会修正案	備考
2 美幌町自治基本条例（仮称）に盛り込む事項				
前 文				
わたしたちのまち美幌町は、「水多く・大いなところ」を意味するアイヌ語「ピ・ポロ」を語源とし、景勝地美幌峠を源とする美幌川と、阿寒山系を源とする網走川に育まれた、自然豊かなところ です。 美幌町は、先人の英知とたゆまぬ努力により、¹⁾美幌峠周辺に代表される恵まれた自然環境を守り、豊かな歴史や²⁾文化と、農林業を中心とした産業を育て、快適な都市基盤を整備するとともに、様々な福祉施策の充実を図り、^{A)}明るく、豊かで、温もりのある、³⁾住みよい、町民が誇れるまちとして着実に発展してきました。^{B)} わたしたちは、⁴⁾先人が守り育てた歴史や文化、恵まれた自然環境、そして、町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、これらを次の世代に引き継ぐ責任があります。 わたしたちは、分権型社会や少子高齢社会の到来により、今後、多くの課題を自分たちの責任で考え、解決していかなければなりません。そのためには、⁵⁾情報の共有、町民参加を進め、わたしたちみんなで自治を築いていかなければなりません。 わたしたちは、今ここに、^{C)}自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、⁶⁾町民主権による自治を確立することを決意し、自治の最高規範となるこの条例を制定します。				
【解説・考え方】				
この条例の制定にあたっての背景や主旨を明らかにするため、前文を設けています。 前段では、美幌町が自然豊かなところであり、多くの先人の英知と努力の積み重ねにより、ここまで発展してきたことを述べています。 後段では、⁷⁾こうして先人が作り上げてきたこれらの歴史や文化、守ってきた自然環境、町民憲章にいう「<u>ながい開拓の歴史と輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町</u>」をつくり、<u>これらを次の世代に引き継ぐ責任があること</u>、そして、これからは自己決定、自己責任による運営が求められ、⁸⁾情報共有、町民参加により、わたしたちが自ら自治の主体として自治を築き、確立することを決意するとともに、自治の最高規範としてこの条例を制定することを明らかにしています。				
社会を取り巻く環境は、地方分権型社会に大きく変化するとともに、少子高齢化が急速に進み、保健・医療、福祉施策、子育て環境の整備を進めて行く必要があり、地域で解決しなければならない課題も増加し、変化してきています。 一方で、厳しい財政状況を反映して、限られた財源をどう有効に活用するのかなど、町民の合意を形成する自治体の運営と政策形成のためのルールづくりが必要となります。 地域のことは自らの責任で考え解決する、すなわち自己決定、自己責任による運営が求められ、そのために、情報の共有を進め、町民が⁹⁾まちづくりに参加し、みんなで自治を築いていくことが必要です。 ^{1 0)} ^{D)}わたしたちが、自治の主体としての権利と責務を認識し、<u>町民主権</u>による自治を確立することを決意するとともに、自治の最高規範として、この条例を制定するものです。				
【町民会議では】				
美幌町の歴史や先人の努力によりまちが作られてきたこと、町民憲章の主旨を踏まえ、町民主体、町民主権による自治の必要性、なぜこの条例を制定するのか、等を盛り込むことについて、意見が出されました。				
			一条文ー 1) 美幌峠に代表される …「<u>周辺</u>」が無くても文意は通じるため削除 2) 文化を築き …<u>歴史や文化は育てるものではなく、築くもの。</u> 3) 住みよいまちとして …「<u>町民が誇れるまち</u>」は自画自賛的であり、<u>削除した方が良い。</u> 4) 町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化を次の世代に引き継ぐ責任があります。 …<u>町民憲章は永遠の目標であり、それを引き継ぐと表現することはおかしいため、前後を入れ替える。</u> 5) 情報の共有と町民の参加 …「<u>情報の共有</u>」と同じく「<u>町民の参加</u>」とする。 6) , 10) 町民主体 …「<u>町民主体</u>」と「<u>町民主権</u>」が混在しており、「<u>町民主体</u>」に統一した方が良い。 ー解説・考え方ー 7) 町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化を 8) 情報の共有と町民の参加 9) 町政や地域社会の自治 …<u>修正漏れ</u>	1), 2) 庁内委員会修正案のとおり修正 A) <u>住みよい、町民が誇れるまちとして発展してきました。</u> B) <u>先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化、</u> 5) 庁内委員会修正案のとおり修正 C) <u>町民、議会、町長及び行政それぞれの役割と責務を改めて認識し、</u> D) <u>わたしたちは、町民、議会、町長及び行政それぞれが果たしていかなければならない役割や責務があることを改めて認識し、美幌町のことは町民の意思により決定する、即ち町民主権による自治を確立すること</u>

第 30 回会議では前文～第 3 章までを協議。協議結果は備考欄に記載。備考欄のうち、下線が引いてあるものが第 30 回町民会議での協議結果。下線がないものは、第 29 回会議での協議結果。

第1章 総 則

1. 目的

この条例は、美幌町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、町民の権利及び役割、議会及び行政の責務を明らかにするとともに、¹⁾ 議会及び行政運営並びに地域社会の自治の推進に関する基本的な事項及び制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

【解説・考え方】

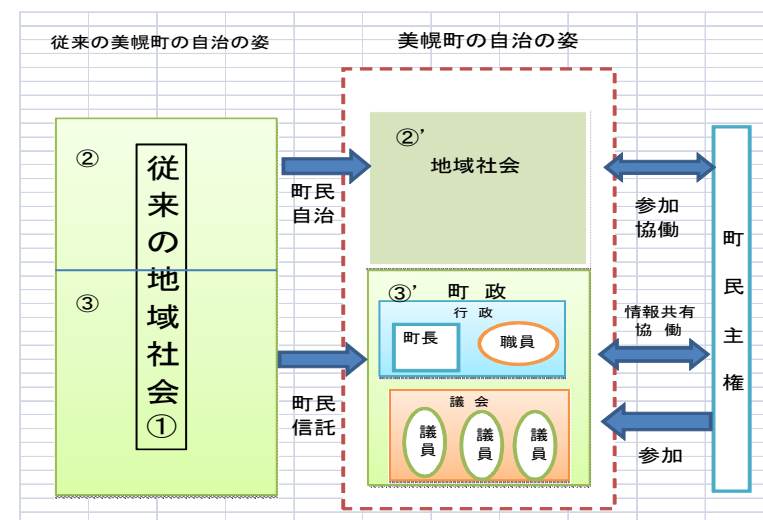
地方分権一括法が平成12年4月に施行され、国と地方はそれまでの上下主従の関係から、対等・協力の関係へと変化しました。地方分権一括法施行後は、自治体は自らの考え、判断により市政を行わなければならなくなりました。つまり、自己決定・自己責任が求められているのです。

また、これからも厳しい財政状況が続く一方、少子高齢社会の到来により、自治体の課題は今後益々増加し多様化することが予想されます。限られた財源をどう有効に活用するか、住民の合意を形成する自治体の運営と政策活動のルールづくりが必要となります。

本条例は、美幌町の自治の基本となる理念や原則を定め、⁴⁾ それに基づき市政運営及び地域社会の自治を進めていく上で基本となる事項や制度、そして、町民、議会及び行政がどのような役割や責務を担っているかを明らかにするものです。

また、町民は美幌町の自治の主体であり、その一部を議会や町長に信託しましたが、美幌町の自治の主体はあくまで町民であることを確認するために、「町民主体の自治を実現すること」を目的としました。

＜美幌町の自治の概念図＞



町民はもともと美幌町という地域社会①（「従来の地域社会」とします。）のことは、自らの責任において処理することが基本です。しかし、その一部③を議会及び行政に信託し（③'）、②は引き続き町民が自ら自治を担うこととなりました（②'）。しかし、主権は町民にあり、②'③'においても自治の主体はあくまで町民です。従って、②'のみならず信託した③'についても、町民は積極的に関わっていく必要があります。

【町民会議では】

町民会議では、基本理念・基本原則を定めること、町民・議会・行政の役割や責務を明らかにすること、美幌町をつくるための基本的な事項・制度を定めること、町民主体の自治の確立について意見が出されました。

さらに、表現を「自治」とするか「まちづくり」とするかが議論になりました。その中で、地域には町民自らが課題を解決する地域社会の領域と、議会や行政に信託している領域があるという考え方の認識を深めるとともに、いずれの領域においても町民自らが主体となって課題解決に向かって取り組んでいくことの重要性を認識しました。この点を的確に表現するため、自分や自分たちに関することを自らの責任において処理することを意味する「自治」という表現にしました。

一条文ー

1) 「役割」ではなく「責務」の方が適切ではないか。
…「第5章 町民」のところと同趣旨

2) ○○並びに議会

…法令用語の通常使用ルールに基き修正

3) 議会、行政及び

…法令用語の通常使用ルールに基き修正

「運営」は不要ではないか。

ー解説・考え方ー

4) 町民、議会及び行政がどのような役割や責務を担っているかを明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治を進めていく上での基本となる事項や制度を定めるものです。

1) 保留（「第5章 町民」のところで検討）

2), 3) 庁内委員会修正案のとおりに修正

2. 用語の定義

¹⁾ この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。			
	²⁾	³⁾	^{2) 4)}
(1) 町民	町内に住所を有する人、町内で働き、学び、事業活動その他の活動を営む人、法人若しくは団体をいいます。		
(2) 行政	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。		
(3) 協働	町民、議会及び行政が、共通の目的を実現する ⁵⁾ ために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力し活動することをいいます。 ⁶⁾		

【解説・考え方】

- この条例の中で、この用語はこのような意味で使います、ということを明らかにしています。
- 「町民」とは、地方自治法に定める「住民」のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で事業活動やその他の活動など、様々な活動を行っている個人、法人、団体をいいます。
「町民」の範囲をこのように広く定義することにより、美幌町に関わりを持つ多くの人の意見、知恵、行動力を美幌町の自治に活かすことができます。
- 「町長」には、公営企業（水道事業、病院事業）を含みます。
- 「協働」とは、町民と議会、行政とが、安心して住むよろこびを実感できる美幌町を創るため、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立ちながら、協力し活動することをいいます。⁷⁾⁸⁾

【町民会議では】

「町民」をどこまでの範囲とするかが議論されました。美幌町に関わりを持つ多くの人の意見、知恵、行動力を美幌町の自治に活かすためにも、「町民」の範囲を広く規定することとしました。

「住民」の定義の必要性についても議論されましたが、「住民」は美幌町に住んでいる人、と理解していただけるであろうし、「町民」との区別が必要な箇所があればそこで「住民」について謳えば良いのではないかと意見もあり、規定しないこととしました。

議会、町長、役場の定義についても議論されました。「議会」については特段定義しなくても理解していただけたと考え、規定しないこととしました。町長や役場の定義については、町長と職員を分けて規定すべきとの意見もありましたが、町長を含め一体として「行政」と、わかりやすい表現で定義することとしました。

また、「協働」を定義した方が良いとする意見も多く、後に触れる基本原則でも謳うことから、定義することとしました。

1) おける用語の定義は、次のとおりとします。
…表現を簡潔にした。

2) 法制的には「人」ではなく「者」とするのが一般。

3) 働き又は学ぶ人(者)及び事業活動
…通常使用ルールに基づき修正

4) 人又は法人若しくは団体 or 人、法人又は団体

5) ためにそれぞれ（読点の削除）

6) もとで相互（「下」を平仮名へ。読点の削除）

7) もとでお互い（読点の削除）

8) ながら協力（読点の削除）

※「町政」と「コミュニティ」についても定義付けした方が良いのではないか。
(3) 町政 議会と行政が担う自治の領域をいいます。

(4) 協働 略

(5) コミュニティ 町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた多様な組織及び集団をいいます。

* 第 6 章 協働・コミュニティで規定していたものを移行

【解説・考え方】で、コミュニティに関することを追加。

・「コミュニティ」とは、住んでいる地域を単位とした自治会や、福祉や環境などテーマ別に活動しているNPO、ボランティア団体など、多種多様なものが含まれます。

- 1) 庁内委員会修正案のとおり修正
- 2) 「人」とする。
- 3) ～8) 庁内委員会修正案のとおり修正

庁内委員会修正案のとおり「町政」を行政と協働の間に定義する。(町政の定義の内容については別途検討する)

第 6 章 協働・コミュニティの項目のうち、「コミュニティ」について、こちらで定義することはせず、7/22 時点のままとする。

3. 基本理念

E)

町民、議会及び行政は、美幌町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げることを基本理念として、自治の確立を目指します。

(1) 町民は、美幌町の自治の課題を自ら解決していくことを基本として、地域社会の自治の一部を議会及び行政に信託していること。

(2) 町民は、その信託に基づく町政に自ら主体的にかかわり、安心して住むよろこびが実感できる美幌町を創ること。

(3) 議会及び行政は、国及び北海道と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

【解説・考え方】

従来の地域社会は、主権者である町民が主体となって、自ら地域社会の課題を解決すること、即ち自治を行うことが基本ですが、町民は^①地域社会の自治の一部を、選挙を通じて議会と^②町長に信託しています。負託を受けた議会及び^②町長はその責務を改めて認識することが必要です。^②

そして、町民はその信託した町政に自ら主体的に参加し、監視するなど、自らの意思を自治体運営に^③反映させ、安心して住むよろこびが実感できる美幌町を創ることが求められます。

また、これまで国や道に頼りがちであった市町村も、地方分権の流れの中で「自己決定・自己責任」の原則の^④下、^④自らの意思に基づく町政運営、即ち自律的な町政運営が必要となっています。これからは、受身であったり、一方的に頼るのではなく、町民が自主的に行動し、町が自立することが必要です。町民が自立し、地域経済が自立し、行政も自立して、それぞれの役割をしっかりと担い、協働していくことが何よりも大切になります。

【町民会議では】

住民自治の確立、町政に町民が主体的にかかわること、町民の信託による町政運営、自治体としての自立の確保など、自治体や自治の根幹に関することが意見として出されました。

また、町民憲章の尊重や、環境への配慮、住みよいしあわせを感じるまちなど、地域社会に関することも意見として出されました。

※条文を次のように変更してはどうか

^{A)}(1) 町民は、美幌町の自治の課題を自ら解決していくことを基本として、その自治の一部を町政に信託していること。

^{B)}(2) 町民は、その信託に基づく町政に自ら主体的にかかわること。＜以下削除＞

^{C)}(3) 議会は、多人数による合議制の機関として町民の意思を町政に的確に反映させ、全町的な視野に立ち美幌町の将来を見据え、町の意思を決定すること。

^{D)}(4) 行政は、国及び北海道と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

- ①美幌町の
- ②行政
- ③反映させること
- ④もと

(1) 修正案2のとおりとする。

(2) 7/22 時点のままとする。

(3) 7/22 時点の冒頭を次のとおり修正し、以下は 7/22 時点のままとする。

自治体としての美幌町は、国及び北海道と…

※E)については 7/22 時点のままとする。

4. 基本原則

町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、美幌町の自治を推進するものとします。	
(1) 町民主体の原則	町民は、美幌町の自治の主体であり、 <u>地域社会の自治の一部を議会及び行政へ</u> 信託します。 ¹⁾
(2) 情報共有の原則	町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。
(3) 参 加 の 原 則	<u>議会及び行政運営並びに</u> 地域社会の自治は、町民の参加の <u>下</u> に行われることを基本とします。 ²⁾ ³⁾
(4) 協 働 の 原 則	町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働して美幌町の自治を推進します。

【解説・考え方】

町民、議会及び行政が、美幌町の自治を推進していくうえでの基本原則を定めています。⁴⁾
「町民主体の原則」は、美幌町の自治を推進していくうえで最も基本となるものです。町民は地域社会の自治の一部を議会や行政に信託しているものの、美幌町の自治の主体はあくまで町民です。その原則を活かすためにも、「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」は必須のものであり、美幌町の自治を推進していくうえでの原則と考えます。

【町民会議では】

「情報共有」「参加」「協働」の原則が必要であるとの意見が多く出され、さらに「町民主体の原則」を加えることにより、これら3つの原則の必要性がより明らかとなるという意見が出されました。
一方で、参加や協働しないことにより不利益を受けることのないよう配慮が必要ではないかとの意見も出されました。

--

1) その自治の一部を町政に
2) 町政及び
3) もと
4) 美幌町の

1)～3) 庁内委員会修正案のとおり修正

第2章 情報共有

(情報の共有)

町民、議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識するとともに、互いに町政に関する情報を伝え合い、情報を共有します。

1) (情報の提供) 2) 3)
議会及び行政は、開かれた市政を進めるため、保有する市政に関する情報を、適切な方法により、
わかりやすく、適時に提供するものとします。

(説明責任) 4) 5) 6)

議会及び行政は、公正で開かれた町政を進めるため、町政に関して、町民にわかりやすく説明し、町民から説明を求められた場合には、誠実に説明します。

(情報公開)

- 1 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。
- 2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別に⁷⁾条例に定めるところにより、情報を公開します。

（個人情報保護）

g) 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別に条例に定めるところにより、適正な保護を図ります。

9)
(町民の意見)
10)
1 議会及び行政は、意見、提言、要望等（以下「意見等」といいます。）に対し、迅速かつ誠実に
対処します。
2 議会及び行政は、前項で寄せられた意見等への対処経過について記録を保存し、適切に管理し
ます。

(会議の公開)

1 議会は、本会議、^{1 1)}委員会、その他の会議を原則公開とします。

2 行政は、^{A)}附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」といいます。）^{1 2)}を原則公開とします。

3 前2項について、公開が適当でない場合は、その理由を公開し、非公開とすることができます。

【解説・考え方】

(情報の共有)

議会や行政が保有する町政に関する情報は、町民との「共有財産」であり、町民主体の自治を実現するための基本であるとの認識のもと、町民にわかりやすく提供、説明することにより、情報の共有を図ります。

また、情報の共有には、議会や行政からだけではなく、町民からの情報発信があつてこそ成り立ちます。議会、行政及び住民が一体となって町政運営を行っていくため、それぞれが情報を伝え、共有することが大切です。

(情報提供、情報公開、会議の公開)

情報の共有のための具体的な手法として、情報提供、情報公開、会議の公開があります。これらの

1) お互いに

2), 4) 推進する

3) 情報を適切な方法及び適切な時期にわかりやすく
or 情報を適切な時期に適切な方法でわかりやすく

5) 関して町民に

6) 説明します。＜以下削除＞
 …説明を求められた場合以外でも説明責任はある
 ことから、以下削除とした。

7), 8) 条例で

9)意見等

10) 町民からの意見
 …誰からの意見、提言、要望なのかを明確化した

11) 委員会その他

12)の会議を原則
…会議を公開することを明記

13) 議会及び行政は、前2項で規定する会議を公開することが適当でないと認められるときは、その理由を公表しなければなりません。

…・主語を付け加えた。

・「理由を公開」「非公開」と「公開」が続くため、「その理由を公表しなければなりません」とした。

1), 2), 4) 庁内委員会修正案の
とおり修正。

3) 情報を適切な時期に適切な方法でわかりやすく

5) 庁内委員会修正案のとお
り修正

6) 7/22 時点のままとする。

7)～10) 庁内委員会修正案の
とおり修正。

11) 委員会及び美幌町議会会議規則(昭和 62 年議会規則第 1 号)で規定する

A) 審議会等の附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）

12) 庁内委員会修正案のとお
り修正

13) 議会及び行政は、前2項で規定する会議を公開することが適当でないと認められるときは、その理由を公表し、非公開とすることができま
す。

7/22 時点	修正案 2	庁内委員会修正案	備考
制度は情報共有のための基本であり、自治基本条例においてその骨子を定めています。また、会議の公開については、議会は本会議のほか、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、^①<u>会議規則で規定する会議（例えば、全員協議会等）</u>を原則公開すること、行政は法令や条例に基づいて設置する^{1 4)}<u>附属機関</u>に加えて、知識経験を有するもの等の意見を聴取し、行政に反映させることを目的とし、<u>規則や要綱等に基づき設置したものも原則公開することとします。</u>^{1 5)}^{1 6)} （説明責任） 説明責任は、町民と議会及び行政との間の信託に基づく信頼関係を築くためにも大切なものであり、この責任を認識し、<u>町民から説明を求められた場合には、誠実に説明すること</u>を規定しています。^{1 7)} （個人情報保護） 情報の取扱いにあたり、議会や行政が保有する個人情報については、個人の権利や利益が侵害されないよう、自治基本条例においてその骨子を定めています。 （町民の^{1 8)}<u>意見</u>） 町民から寄せられる意見、提言、要望等（以下「意見等」といいます。）も、町民と議会及び行政の情報共有を図るための貴重な情報です。意見等に対しては適切に対応するとともに、その対処経過、結果等の記録を適切に管理することとしています。 【町民会議では】^② <u>自治の推進、まちづくりを進める</u>うえで、また町民参加を進めるうえでも情報共有は重要であるという意見が多く出されました。そのため、情報公開を制度として位置づける一方、個人情報の保護にも配慮する必要があるとの意見が出されました。 また、情報提供する行政や受け手である町民の姿勢、情報提供の手法、町民からの情報発信の必要性などについて、意見が出されました。	①<u>その他の会議</u>（今後、議会議事規則で規定される可能性のある会議＝公の会議として位置づけられるもの（例えば全員協議会、各派代表者会議等）） …「<u>その他の会議</u>」の解説を詳しくした。 ②自治を推進する	14) 附属機関の会議に 15) として規則や 16) ものの会議も 17) 町政に関して町民にわかりやすく 18) 意見等	<u>①7/22 時点のままとする。</u>

第3章 町民参加

(町民参加の基本)

- 1 町民は美幌町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。 ¹⁾
- 2 議会及び行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。 ²⁾
- 3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。
- 4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益をうけないよう配慮するものとします。 ³⁾ ⁴⁾
- 5 満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、町政に参加できるものとします。

(町民参加の対象)

- 1 行政は、次の事項を実施するときは、町民の参加を求めるものとし⁷⁾ます。
 - (1) 総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し
 - (2) 政策に関する基本方針を定め、又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限すること⁷⁾を内容とする条例の制定、改正又は廃止
 - (3) 町の施設の新設、改良又は廃止の決定（ただし、別に規則で定める場合を除きます。）
 - (4) 広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定⁷⁾
 - (5) ⁸⁾事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施
 - (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
 - (7) 前各号のほか、⁹⁾町民参加が有効と思われる事項^{1 0)} ^{1 1)}
- 2 行政は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、町民参加を求めないものとし^{1 2)}ます。
 - (1) ^{1 2)}軽易なもの
 - (2) 緊急に行わなければならないもの
 - (3) ^{1 3)}町の機関内部の事務処理に関するもの^{1 4)}
 - (4) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- 3 行政は、第 1 項の規定にかかわらず、町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 3 項又は第 7 項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。）は、町民参加を求めないことができます。
- 4 行政は、前 2 項の規定により町民参加を求めなかった場合において、行政が必要と判断したとき又は町民からその理由を求められたときは、その理由を公表しなければなりません。

(町民参加の方法)

- 7) 行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる一つ以上の方法を活用して、適切な時期に、町民参加を求めるものとします。
- (1) 審議会等の開催 18)
 - (2) 意見交換会の実施 19)
 - (3) パブリックコメント手続（意思決定過程で素案を公表し、町民から出された意見等を考慮して決定する制度） 20)
 - (4) アンケート調査の実施
 - (5) その他適切な方法

(提出された意見等の取扱い)

- 1 行政は、町民参加によって寄せられた意見及び提案等（以下「意見等」という。）を総合的に検討するものとします。
- 2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとします。ただし、美幌町情報公開条例（平成12年条例第4号）等の規定により、⁽²⁾公表することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

- 1) 町民は、美幌町
- 2) 意見等
- 3) 「参加又は」は不要ではないか。
…参加することが基本であることを規定しながら、参加による不利益を受けないことを規定することに違和感がある。
- 4) 受けない
- 5) 次世代の担い手である青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法により町政に
…単に「町政に参加できる」と規定すると選挙も行えるように読めるため、当初のたたき台にあった「それぞれの年齢にふさわしい」を付け加えた。
また、年齢については住民投票の規定との兼ね合いから削除した。
- 6) ~~各号のいずれかを~~
- 7) 第3号と第4号を統合し、取得する場合を追加する。
(3) 広く町民が利用する町の施設の新設、取得、改良、廃止又は利用方法の決定<以下削除>
* 以下号数繰り上げ
…3号も、4号と同じく「広く町民が利用する町の施設」を対象として支障はないのではないかと。また、自治基本条例で詳細を規則に委任する旨の規定は盛り込まないのが一般的であり、盛り込まない方がよいのではないかと。(ただし、対象外となる施設の詳細については別途規定することは変わらない。)
- 8) 事務事業…「事務事業」という言い方が一般的。
- 9), 11) 町民の参加
- 10) とき
- 12) 軽微 …「軽微」という言い方が一般的。
- 13) 機関内部
- 14) その基準
- 15) ~~次の各号に掲げる~~ or 次の各号の
- 16) いずれか又は複数の方法により、
- 17) 時期に町民の参加
- 18) 附属機関等の会議
…「第2章 情報共有」で「附属機関等の会議の開催」と規定している。
- 19) 開催
- 20) パブリックコメント（意見公募）手続の実施
- 21) 意見等
- 22) のほか、公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由により
…そもそも公表することが不適当な意見等を公表しないこととするには、情報公開条例等だけでは根拠が足りないのではないかと。→公序良俗に反するもの等も公表しないことができるよう、表現を修正した。

- 1), 2) 庁内委員会修正案のとおり修正

- 3) 7/22 時点のままとする。

- 4), 5) 庁内委員会修正案のと
おり修正

*5) は解説・考え方の記載に留意

- A) 町民参加

- 7)～9), 11) 7/22 時点のままとする。

- 10), 12), 14) ~ 16) 庁内委員会
修正案のとおり修正

- 13) 行政内部

- 17) 時期に町民参加
18) 審議会等の会議の開催
19) 庁内委員会修正案のとり
り修正

- 20) 意見公募（パブリックコメント） 手続の実施

- 21) 庁内委員会修正案のとお
り修正

- 22) 美幌町情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定により公表する

- (1) 意見等の内容
- (2) 意見等の検討結果及びその理由

23)
(審議会等の委員の選任)

行政は、行政運営に公平かつ広く町民の意見が反映されるよう審議会等の委員の選任について、次の事項に配慮するものとします。

- 26) (1) 委員には、町民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とすること。
- 27) (2) 委員の選任に当たっては幅広く人材を登用するため、当該委員の就任期間又は他の審議会等との重複を考慮すること。
- 28) 29)

【解説・考え方】

(町民参加の基本)

町民が主体となった自治を進めていくためには、町民が町政へ参加することが必要です。

このため、町民が町政に参加すること、議会及び行政が広く町民の意見を求め、町政に町民の意見を反映することが基本であるとともに、町民が参加する機会を保障することを規定しています。

しかし、参加しない自由もあり、議会及び行政は、町民が参加するまたは参加しないことにより不利益を受けることがないよう、配慮する必要があります。

さらに、町政は将来の美幌町のことを見据えて進めていく必要がありますが、未来は青少年や子どもが使うものであり、次の世代を担う青少年や子どもの意見を取り入れていくことも必要であることから、青少年や子どもが町政へ参加できることを規定しています。例えば、子ども議会や、子どもを対象としたアンケートの実施等が考えられます。

(町民参加の対象)

- 1 行政が町民参加を求め事項を規定しています。
- ・「総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画」は、美幌町の長期的、総合的な方向性を定めるものであり、町民と行政が町の将来に対する共通の目標や認識を持って、その策定又は変更を行うことが必要なことから、町民参加の対象としたものです。
 - ・構想、指針、方針等の名称であっても、「長期的な視点」に立ち「総合的」な方針や政策等を定める計画の要素を有しているものは参加の対象となります。
 - ・「基本構想」とは、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想であり、総合計画のトップに位置づけられるものです。「基本計画」とは、基本構想の実効性を持たせるための具体的な計画を指します。「各施策の基本となる計画」とは、具体には高齢者保健福祉計画、住生活基本計画、都市マスタープラン、行政改革大綱及びその実施計画等が該当します。
 - ・「政策に関する基本方針を定める条例」とは、政策全般又は個別行政分野における美幌町の基本的な考え方、理念を示すものが該当します。具体には、くらし安全まちづくり条例、この自治基本条例等が該当します。
 - ・「町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例」とは、町民個人の活動や事業者等が行う活動に禁止行為や制限を設けるなど、規制を課すような、町民の権利義務にかかわる条例をいいます。具体には、他自治体で制定されている「たばこのポイ捨て禁止条例」「自転車放置防止に関する条例」等が該当します。
 - ・「町の施設」には、役場庁舎や廃棄物処理場などのように、町が事務や事業を執行するための施設（公用施設）と、図書館、体育施設等、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）の両方を含んでいます。
 - ・町の施設の新設、改良、廃止の決定に関する事項を町民参加の対象としました。限られた町の財政状況においては、町の施設は町民のニーズに応じて計画、整備される必要があります。施設の建設、改良にあたっては、通常、基本構想（基本計画）・基本設計→実施設計の手順を踏みます。この場合の町民参加の手続は、基本構想（基本計画）・基本設計の段階において行うことを原則としますが、個々の施設の性格に応じて、それ以降の段階において町民参加の手続を行うことも可能です。

- 23), 25), 29) 附属機関等
…「第2章 情報共有」で「附属機関等」と規定している。

- 24) 公平で、かつ、

- 26), 27), 28) いずれも削除
 …本文で「委員の選任について」と規定しているの
 で、不要

- 23), 25), 29) 7/22 時点のとお
り「審議会等」とする。

- 24), 26) ~ 28) 庁内委員会修
正案のとおり修正

7/22 時点	修正案 2	庁内委員会修正案	備考
なお、ここでいう「改良」は、施設の増設や機能の向上を趣旨としており、老朽化等に伴う機能の更新又は設備の改修など維持を目的とする場合は「改良」にはあたりません。 なお、町の施設でも規則で規定する事項に該当する場合は、参加対象から除外します。 ・「広く町民が利用する町の施設」とは、不特定多数の町民が利用する図書館、体育施設等が該当します。これらの施設の利用時間や休館日等の利用方法を決定する際には、町民参加を行うこととします。しかし、利用者（受益者）が一部に限られる場合は、対象としません。 ・外部評価の実施、行政改革大綱及びその実施計画の策定を町民参加の対象とします。 ・町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定する場合は、町民参加の対象とします。具体には、市町村合併の是非を決定する場合等が想定されます。 ・第1号から第7号で規定する以外で、町民参加が有効と思われる事項についても町民参加を推進することを規定しています。 2 町民参加を求めない事項を規定しています。 ・「軽易なもの」とは、町民生活に影響がなく、町民参加を求めるまでもない軽微な内容であるものが該当します。例えば、条例等において法令を引用している場合に、引用している法令の改正により、引用部分の条項、号などの番号や用語の表現方法を変更するための条例改正などです。 ・「緊急に行わなければならないもの」とは、意思の決定に迅速性が求められ、町民参加を行ってその意思を決定するまでの時間がないものが該当します。例えば、災害又は不慮の事態が発生した際に、速やかに意思決定をし、対応する必要がある場合などです。 ・「町の機関内部の事務処理に関するもの」とは、町の組織や会計、職員の人事など、町の機関の内部にのみ適用されるもので、これらは町の機関が自らの責任と意思で決定すべき事項であり、町民参加を求めないこととしています。 ・「法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの」とは、例えば地方税法の標準税率の設定など、法令に一定の基準が定められていて、その基準に基づいて実施する場合は、町民の意見を反映させる余地がないため、町民参加を求めないこととしています。 3 「町税の賦課徴収その他金銭徴収に関するもの」とは、町税のほか、スポーツ施設等の施設使用料、住民票の写しや各種証明書発行手数料、介護保険料等、金銭の徴収に係るもの全般を指します。 これら金銭徴収に関する事項は、町の財政の根幹に係るものであること、金額等は現実の費用等をベースに算出するものであり、単に金額の高い安いの問題ではなく、一部の町民が利用する性質のものは実費負担が原則で町民参加を求める趣旨にそぐわないものであり、町民参加を求めないことができることとしています。ただし、既に実施している町民参加を否定するものではありません。 なお、法定外普通税及び法定外目的税の導入にあたっては町民参加を求める必要があります。 <参考> ・町税の税率や額の引き下げは、厳しい町財政の状況や地方交付税への影響を考慮すると非現実的であり、現状では考えられません。 また、標準税率や額を超える税率や額に改定する場合は、美幌町が財政健全化法の財政再生団体、早期健全化団体に指定されるなど、財政状況が危機的状況に陥った場合以外に考えられません。そのような場合は、町税のことを含めて、当然、財政再建に向けて住民説明会を開催することになります。 ・一方、国民健康保険税については、国民健康保険運営協議会が設置され、そこで意見を伺い税率が決定されています。 このように、町税、金銭徴収に係るものについて、既に町民参加を行っているものはその手法を継続させ、また、行政が自主的に参加手法を取り入れることも可能とします。 4 行政は、町民から町民参加を求めなかったことについて理由を求められた場合に加え、行政が自ら必要と判断した場合にも町民参加を求めなかった理由を公表する必要があります。			

例えば、行政は、本来なら町民参加の対象事項であるにもかかわらず、緊急に当該事項を行わなければならないため参加を求めなかった場合は、自らの判断において参加を求めなかった理由を公表する必要があります。

（町民参加の方法）

前条で規定した参加のための方法を定めています。行政は、規定する方法の中から1つの以上の方法を用いて参加を求めることとしています。なお、町民生活への影響が大きい事案については、複数の方法を用いるよう努めるべきと考えます。

このうち、「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する、法律又は条例に基づいて設置された附属機関及びこれ以外のもので、知識経験を有する者等の意見を聴取し、政策に反映させることを目的として、規則、要綱等に基づき設置されたものをいいます。

（提出された意見等の取扱い）

行政が、町民から単に意見等を聴くだけでなく、その提出された意見等の実現の可能性を総合的に検討するよう規定しています。

そして、意見等に対しての検討結果及び結果を公表することとしています。ただし、これらの中に個人情報や³⁰⁾事業活動情報など公表することが適当ではない情報が含まれているときは、それらの部分は公表しないこととしています。

（審議議会等の委員の選任）

審議会の委員の選任については、多様な意見を審議会等における議論に反映させ、会議の公平性や透明性を高めるとともに、町民参加を進めるため、審議会等の委員の選任に当たっては、公募委員が含まれることを原則とするよう配慮することとしています。なお、「原則」としているのは、審議会等によっては法令で委員構成が定められていたり、専門性の高い事案を取り扱う等の場合は、公募による委員の選任が適当ではないことがあり、これらの審議会等については公募を求めるものではありません。

また、同一の委員が長期にわたって就任したり、審議会等の委員が特定の町民に偏ってしまうと、意見の偏りが懸念されます。幅広く人材を登用するため、委員の選任にあたってはこれらの事項について考慮することを規定しています。

【町民会議では】

町民参加を自治基本条例でどの程度規定するのが議論されましたが、参加は、町民主体の自治を進めていくための基本であり、町民参加による町政運営をできるだけ早期に確立するため、ある程度具体的な事項（どういう場合を参加の対象とするか、どういう手法を用いるのか等）を自治基本条例で盛り込むこととしました。

このテーマについては、町税の税率や税額、使用料、分担金、負担金等の金銭徴収に係る額の決定や変更について、参加の対象とすかどうかについて、熱心に議論されました。

すべての場合に参加の対象とすべき、との意見も出されましたが、町税等の金銭徴収に係ることは、町の財政の根幹に係る問題であること、値上げ等について意見を求めても否定的な意見しか出てこない、等の意見が出され、基本的には金銭徴収に係る事項は町民参加の対象事項からは除外することとしました。

ただ、現状でも、国民健康保険税のように、協議会において意見を聴いて税率を決定しているものもあり、既に町民参加を行っているものは継続できるように、また、行政が自主的に参加手法を用いることができるようにすべき、との意見が出されました。

また、議会における町民参加の規定の必要性についても議論されましたが、議会についても町民が参加する機会が保障される必要があり、「町民参加の基本」の項目で、行政とあわせて、参加に対する基本的な考え方を規定することとしました。

さらに、満20歳未満の者の町政への参加については、当初否定的な意見も出されましたが、子どもの権利条約において、子ども達が意見を表明できる権利が謳われていることを踏まえ、青少年や子どもが町政に参加できることを明確に規定することとしました。

30) 事業活動情報、正当な利益を害するおそれがあるもの、公序良俗に反するものなど